

# 地域における公益的な取り組みを どうとらえるのか？

## 社会福祉法人のつぶやき

平成28年4月から、社会福祉法人制度改革が始まりました。中でも大きな柱が、地域における公益的な取り組みの責務化です。今回はこの「地域における公益的な取り組み」について社会福祉法人を経営する理事長に話を伺いました。

**A理事長** 広島県社会福祉法人経営者協議会では、今年度社会福祉法人の地域公益活動実態調査を行いました。「何をもちて地域の公益的活動なのかよくわからない」といった声が多くありました。

**B理事長** 確かに、「地域における公益的な取り組み」は、責務として規定されており、何が「公益的」であるかの考え方は厚生労働省から幅の広い表現で示されているが、即、参考には結びつきにくく、事業実施に消極的にならざるを得ないとの意見もありました。これはむしろ、私たち社会福祉法人の側から厚生労働省に対し、「社会福祉法人が法人の意志で自主的に取り組みができるよう、法人に対して個別に例示をする等の指導をすることのないよう」申し入れたことが背景にあります。よって、個々の社会福祉法人の実情に応じて、事業を選択実施できることになっていることを念頭に取り組みを進めていかなければなりません。

**C理事長** 「公益的な取り組み」として、多くあった回答が「地域への社会福祉法人所有の場所や

物品等の貸出し」でした。地域に所有する物品等を積極的に提供することはよいことであり、法人の自由だとされていますが、今回の法律の趣旨からみると、取り組みとして一概に認められないようです。

**D理事長** 取り組みのポイントは、そこに福祉のニーズがあるかどうかということですね。例えば、居場所の少ない子どもに交流スペースを提供することは、地域の公益的な活動として該当しますが、単に「希望する住民に貸し出す」では、「公益的な取り組み」とは言いきれません。  
**E理事長** 取り組みは、対象が福祉ニーズのある人であり、どんな目的で何を行うかを対外的（地域・行政・関係機関など）に説明でき、それらの取り組みが地域に正確に伝わっているかが大切です。

**F理事長** 地域から信頼される社会福祉法人であり続けるには、質の高い福祉サービスを提供することに加え、日頃から地域との交流や「地域における公益的な取り組み」を丁寧展開することです。

**G理事長** そのためには、「その地域の課題は何なのか」を知る必要があります。地域にど

んな福祉ニーズがあり、どんな課題を抱えているかを把握し、その課題解決のために、何ができるかを検討する必要があります。

**H理事長** 地域の課題はさまざまであり、単独法人ではヒト・モノ・カネの部分等がネックとなり、解決できないこともあります。その場合は、複数法人が協力して実施することも考えられますね。

また、地域課題が何かということであれば、すでに、エリアによっては検討されているところもありますが、地域ニーズを把握している地域の市町村協と連携、協力して取り組んではどうでしょうか。

社会福祉法人は、地域に必要な存在と認識してもらえよう「公益的な取り組み」に積極的に挑戦していきます。

### 地域における公益的な取り組みの5ポイント

- 1 地域の課題を知ること
- 2 目的を明確にすること
- 3 対象は福祉ニーズのある人
- 4 実施について説明責任を求められていること
- 5 地域に伝える努力を怠らなことです



問合せ先

広島県社会福祉協議会 法人振興課(担当…的場)  
082-254-3416

